

「令和7年度デジタル技術活用人材育成事業業務」に係る質問への回答について

N0	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容	回答
1	実施要領 業務仕様書	2 業務内容 (3) 履行期間 2 委託期間	履行期間と委託期間について 実施要領には「履行期間 委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで」とあり、業務仕様書には「委託期間 契約日から令和 8 年 1 月 31 日まで」とあるが、履行期間と委託期間の違いは何か？	履行期間は、正しくは「令和 8 年 1 月 31 日」までとなります。
2	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	受講対象企業について 「県内ものづくり企業」に該当する業種は何か？ 県内に事業所があれば、県外に本社がある企業でも受講可能か？	業種は日本標準産業分類中分類のうち、プラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業を対象としています。 県内に事業所があれば、他都道府県本社の企業であっても受講可能です。
3	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	受講対象企業について 受講対象者は「ものづくり企業等」の従業員に限定するものか？他業種の従業員は研修の受講対象外となるのか？	受講対象者はものづくり企業等（製造業・IT企業）の従業員に限定します。
4	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	求職者について ハローワークに求職申込を行っているなど、「求職者」に関する条件はあるか？ 研修後に就職を希望しない個人については受講対象外となるのか？	受講希望者に対し、申込時に確認をお願いします。
5	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	研修日数・時間数について 1 回あたりの開催日数及び時間数は何日・何時間を想定しているか	1回あたり「7時間×2日」を想定しています。
6	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	実施方法について 研修の実施方式に指定はあるか？集合形式・オンライン形式・E-ラーニングいずれの形式でもよいか？	研修内容（開催日数、時間等）は、企画提案いただいた内容を審査会にて審査します。
7	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	受講者募集について 対象関係機関に対する受講者募集活動に県として協力いただけるか？	協力します。
8	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	費用負担について 受講者から教材費等の費用を徴収してよいか	予算内にてテキスト、PC等を手配願います。
9	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	受講について 受講者は前編・後編の両方を受講するものか？前編のみ、後編のみの受講も可能とするか？	全編・後編の両方を受講することを想定しています。
10	業務仕様書	5 委託内容 (1) 人材育成研修の実施	受講人数について 「受講者数の目標を15人以上」とあるが、15 人に満たない場合でも開催してよいのか？	15人に満たない場合でも、研修の開催はしていただきます。ただし、周知方法について創意工夫を図り、15人以上確保するよう務めてください。
11	業務仕様書	5 委託内容 (2) 留意事項	処遇改善について 「研修受講を契機とした従業員の処遇改善を求める」とは、具体的に受講企業に対してどういう行動をとることを指すか？ （一企業が他社の処遇改善を要求することは難しいと思われるが）	受講案内や研修の際に、受講者（在籍する企業）に対し、企業の生産性の向上とそれによる処遇改善の呼びかけ等を行っていただくことを想定しています。
12	業務仕様書	5 委託内容 (2) 留意事項	求職者への対応について 「求職者に対しては積極的な求職活動の実施を求める」とは、具体的に受講者に対してどういう対応をとることを指すか？	受講して身に着けたスキルを活かし、積極的に就職活動を行うよう研修の際に呼びかけ等を行っていただくことを想定しています。
13	業務仕様書	6 契約に関する条件 (1) 再委託等の制限	再委託について 研修講師を外部に依頼するケースについては、再委託に該当するか？	研修講師を依頼することは、再委託には該当しません。
14	業務仕様書	6 契約に関する条件 (4) 権利の帰属等	著作権、所有権について 「成果物及び資料またはその利用に関する著作権、所有権は岩手県に移転する」とあるが、受託者が今後同様の研修を実施する際に、本事業で使用した教材を編集し使用することは可能か？	受託者が本委託事業の仕様に基づいて制作した成果物及び資料の著作権・所有権については、委託者である県に帰属するものとします。 なお、県に帰属する教材の編集については、県への許諾が必要になります。